

# 学校評価ガイドライン

平成 22 年 8 月  
大磯町教育委員会

## はじめに

このガイドラインは、大磯町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（大磯町教育委員会規則第 2 号）第 18 条の 2 の規定並びに大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則（大磯町教育委員会規則第 7 号）第 17 条の 3 の規定に基づき、大磯町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が大磯町立小・中学校及び幼稚園（以下「学校」という。）における学校評価（以下「学校評価」という。）の取組の参考に資するよう、その目安となる事項を示すものである。

## 1 学校評価の目的

学校評価は、次の 3 点を目的として実施するものであり、これにより園児・児童・生徒がよりよい教育活動等を受けることができるよう学校運営の改善と発展を目指して行われるものである。

- (1) 学校が、教育活動及び学校運営について、教育目標や学校経営ビジョンに沿って目標とそれらを達成するための具体的方策を設定し、その達成状況や達成に向けた取組等について検証かつ評価することによって、教育活動等の組織的・継続的な改善を図るとともに、学校教育の質的向上を図る。
- (2) 学校が、学校評価の結果を保護者や地域住民等に公表かつ説明することにより、学校としての説明責任を果たすとともに、保護者・地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを推進する。
- (3) 教育委員会が、学校評価の結果報告等に応じて、学校に対する指導・助言や条件整備等の必要な措置を講じることにより、学校における教育内容の充実・向上を図る。

## 2 学校評価の内容

学校評価については、学校教育法に次のように規定されている。

### 【学校教育法】

第 42 条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

(幼稚園、中学校にもそれぞれ準用)

「文部科学大臣の定めるところ」の内容については、学校教育法施行規則に次のように規定されている。

**【学校教育法施行規則】**

第 66 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第 68 条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

（幼稚園、中学校にもそれぞれ準用）

また、大磯町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則では、学校評価について次のように規定している。

**【大磯町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則】**

第 18 条の 2 校長は、学校における教育活動及びその他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 校長は、前項に規定する評価を行う際には、学校の実情に応じ、適切な項目を設定して実施するものとする。

3 校長は、同条第 1 項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童・生徒の保護者及びその他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

4 校長は、同条第 1 項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合は、その結果を教育委員会に報告するものとする。

（幼稚園にも準用）

上記法令の規定を踏まえて、学校評価の内容は、次に掲げる事項とする。

**【自己評価】** 学校が自ら行う目標設定とその達成状況に対する評価

**【学校関係者評価】** 保護者及び地域住民代表者等学校の関係者による、自己評価の結果に対する評価及び学校運営の改善に関する提言

### 3 学校評価実施時期

学校は、次の学校評価スケジュール表に沿って学校評価を実施する。

月	自己評価	学校関係者評価
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終評価結果に基づき、次年度の重点目標、具体的方策等を検討</li> </ul>	
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点目標の設定</li> <li>目標設定に必要な評価項目・指標等を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校関係者評価委員の選定及び委嘱</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点目標、年間評価計画等の公表、報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に資料を送付</li> <li><b>第1回学校関係者評価委員会</b></li> <li>重点目標、自己評価の取組状況等について説明</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校公開(授業参観・学校行事等)の実施(必要に応じて参加者アンケートの実施・公表)</li> <li>学校だより等の発行</li> </ul>	
7月		
9月		
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間評価の実施(9月～10月)</li> <li>中間評価結果を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に資料を送付</li> <li><b>第2回学校関係者評価委員会</b></li> <li>中間評価結果の評価</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校公開(授業参観・学校行事等)の実施(必要に応じて参加者アンケートの実施・公表)</li> <li>学校だより等の発行</li> </ul>	
12月		
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒、保護者等を対象としたアンケートの実施</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価の実施(1月～3月)</li> <li>自己評価の結果を踏まえた改善方策のとりまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に資料を送付</li> <li><b>第3回学校関係者評価委員会</b></li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校関係者評価の結果を踏まえた改善方策の見直し</li> <li>自己評価及び学校関係者評価の結果の公表と報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価の結果と改善方策について評価と提言</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>次年度の目標設定</li> </ul>	

#### 4 自己評価

学校は、教育活動及び学校運営について、目指すべき成果やそれに向けた取り組みについて目標を設定し、その達成状況、取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的な改善が行われるようにするために、自己評価において次に掲げる事項を行う。

##### (1) 学校評価委員会の設置

- ア 自己評価を円滑に実施するため、校内に学校評価委員会を設置する。
- イ 学校評価委員会は、評価計画の立案、進行管理、改善方策の策定及び公表を行う。
- ウ 委員は、学校の教職員とし、学校ごとに適切に定める。

##### (2) 自己評価の実施

- ア 年間評価計画（参考様式1）を作成するとともに、「中・長期目標」に基づき「今年度の重点目標」を定める。あわせて、「今年度の重点目標」に係る「評価項目」を定める。
- イ 「評価項目」ごとに、今年度の達成すべき「評価の観点（具体的評価項目）」「具体的目標」を設定し、具体的目標を達成するための「具体的方策」及び達成状況を把握するための「評価基準」を定める。
- ウ 「具体的目標」及び「評価基準」は、達成状況を明確に把握するため、可能な限り数値化を行う。
- エ 自己評価表（参考様式2）を作成する。
- オ 目標の達成状況を把握し、評価基準に従って最終評価（及び中間評価）を実施し、その結果を自己評価表に記入する。
- カ 自己評価にあたっては、児童生徒による授業評価及び教職員・児童生徒・保護者に対するアンケート等の結果も活用する。

##### (3) 改善方策の策定

学校は、最終（及び中間）の評価結果に基づいて、学校評価委員会等で学校運営に係る今後の改善方策を策定し、総合所見とともに自己評価表に記録する。

#### 5 学校関係者評価

学校は、自己評価の客観性を高めるとともに、教職員と保護者・地域住民が学校運営の現状と課題について共通理解を持ち協力することにより、教育活動その他の学校運営が適切に行われるようにするために、学校関係者評価において次に掲げる事項を行う。

##### (1) 学校関係者評価委員会の設置

- ア 学校の教職員以外の学校関係者によって構成される学校関係者評価委員会を設置する。
- イ 委員は、学校評議員、保護者代表、地域住民、他校種の教職員など、当該学校の教職員以外から、校長が委嘱する。
- ウ 委員の人数、任期、実施回数等については、各学校で別に定める。

##### (2) 学校関係者評価の実施

- ア 学校関係者評価の実施に際して、次に掲げる事項を学校関係者評価委員会に説明す

る。

- ①年間自己評価計画、自己評価表及びその他学校評価に係る取組事項
- ②自己評価の結果及び改善方策
- ③その他学校関係者評価の実施に必要な事項

イ 上記のほか、委員に対して学校の現状に関する情報提供に努める。

ウ 学校関係者評価委員会は、次に掲げる事項を行う。

- ①自己評価の結果及び改善方策に対する評価
- ②自己評価及びその他の学校運営の改善に対する提言

### (3) 学校関係者評価の活用

学校関係者評価に基づいた改善方策等を取りまとめ学校関係者評価報告書(参考様式3)を作成し、学校関係者評価委員会に対して説明するとともに、学校運営の改善に活用する。

## 6 説明・公表

学校は、学校評価に係る情報を保護者、地域住民等に学校ホームページや学校だより等を活用し、次の表の期限までに説明及び公表する。

なお、説明・公表にあたっては、個人情報の保護について十分に留意する。

公 表 事 項	公 表 期 限
年間評価計画及び自己評価表	5月末日
自己評価表(中間)	10月末日
自己評価表(最終)及び学校関係者評価報告書(最終)	3月末日

## 7 教育委員会への提出書類

学校は、次に掲げる提出書類の区分に応じ、それぞれ定められた期限までに教育委員会に提出する。

提 出 書 類	記 載 内 容	提出期限
年間評価計画 〔参考様式1〕	・校内体制 ・年間スケジュール	5月中旬
自己評価表 〔参考様式2〕	・中長期目標 ・今年度の重点目標 ・評価項目 ・現状 ・具体的目標 ・具体的方策 ・評価基準 ・具体項目 ・評価基準	
第1回学校関係者 評価報告書 〔様式3-1〕	・学校関係者評価委員名簿 ・学校関係者評価委員会の評価及び提言の概要 ・学校の所見	開催後 1ヶ月以内
自己評価表(最終) 〔参考様式2〕	・様式2に年度末の達成状況、次年度の改善方策を記入したもの	3月25日
学校関係者評価報 告書(最終) 〔様式3-2〕	・学校関係者評価委員会の評価及び提言の概要 ・学校の所見	3月25日

様式1

平成 年度 年間評価計画

大磯町立 学校

1 校内体制

--

2 学校評価委員会

--

3 年間スケジュール

月	学校評価委員会	学校関係者評価委員会

(様式1 記入例)

平成 年度 年間評価計画

大磯町立 学校

1 校内体制

(組織図など校内推進体制を記入)

2 学校評価委員会

(人数、構成員の職名等を記入)

3 年間スケジュール

月	学校評価委員会	学校関係者評価委員会
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各種会議</li><li>・ 中間評価</li><li>・ 最終評価</li><li>・ 各種アンケート</li><li>・ 結果の公表 などの予定を記入</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 委員会</li><li>・ 授業公開</li><li>・ 情報提供 などの予定を記入</li></ul>

様式2

平成 年度 大磯町立 学校 自己評価表

1 学校教育目標

2 学校経営ビジョン

3 本年度の重点目標

4 前年度の成果と課題

5 総括表

領域	評価項目	評価の観点 (具体的評価項目)	具体的目標	具体的方策	評価及びその理由	成果と課題
学校 運営						
教育 活動						

【評価基準】 A:十分達成[100%] B:概ね達成[80%程度] C:変化の兆し[60%程度] D:まだ不十分[40%程度] E:目標・方策の見直し[30%以下]

6 総合評価

7 来年度の改善策

1 学校教育目標  
 「質実剛健」「自主自立」の精神を生かし、社会に有用な高い知性と広い視野を持ち、国際人としても通用する人間性豊かで心身ともに健全な人間の育成を目指す。

2 学校経営ビジョン  
 ①教科指導力の向上に努める。  
 ②国際人として通用する心身ともに健全な生徒を育成する。  
 ③地域から信頼され、選ばれる学校となる。

学校経営ビジョン及び前年度の成果と課題を踏まえ、本年度特に重点とする目標を設定する。「特に今年度は何を重点とするか」について、各学校や生徒の実情・課題を踏まえて設定する。限られた人的・財政的資源の中で、より効果的に教育効果の達成を図るためには、学校経営ビジョンに対し、重点目標を「どこに絞り込むか」の検討も重要となる。

3 本年度の重点目標  
 ・進路意識の高揚及び学力の定着を図り、第一志望の進路達成を目指す。  
 ・情報発信、地域との連携に努め、開かれた学校づくりを推進する。

手立てについても簡潔に入れて具体的な目標を設定する。数値目標等を用いて具体的・客観的・検証しやすいものに。

5 総括表

領域	評価項目	評価の観点 (具体的評価項目)	具体的目標	具体的方策	評価及びその理由	成果と課題
学校運営	○学校経営方針	本年度の重点目標の周知	・PTA総会、学校だより、学年保護者会及び学校のHPを通して周知を図り、重点目標を知っている保護者の割合を70%以上にする。	・総会や保護者会などへの出席を促すために、総会や保護者会で保護者の関心が高い内容を盛り込むなど、その持ち方を工夫する。欠席した保護者に電話連絡等を行い、次回の出席を促すとともに、目標の周知を図る。	B	・目標の周知率は67%であったが、PTA総会等への出席率は増え、周知の機会が増えた。 クラスによって目標の周知率や総会等への出席率に差があるので、出席の促し方や周知方法について全校的に共通理解して取組む必要がある。
	○教職員の資質向上	授業研究の推進	・各教科担当で単元ごとに教科研究を行い、全職員が研究授業を1回以上実施する。	・各教科担当で協力して研究授業の指導案の検討を行う。授業研究会を実施し、優れた指導方法の共有を図る。・特に授業研究について、十分な経験がない職員については、校外の研修にも積極的に参加できるように校内の体制を整える。	B	・全職員が研究授業を実施した。さらに、指導レベルの向上を図る必要がある。 各教科担当者のコミュニケーションが図られ、教材研究や指導方法について意見交換が行われるようになってきた。優れた指導方法の共有化と指導レベルの向上を図るために、授業研究会の持ち方をさらに工夫する必要がある。
	○開かれた学校づくり	公開授業の充実	・年に2回、保護者や地域を対象に授業を公開し、保護者の出席率を80%以上にする。	・PTAと連携して教育講演会を企画することで、保護者の当事者としての意識を高めるとともに、地域への広報についても協力を求める。特になかなか協力が得られない保護者には重点的な対応を行う。	A	・目標も達成し、PTAと連携した教育講演会の企画は好評であった。 教育講演会をPTAと連携企画したことで、保護者間の働きかけが活発になり、保護者は91%の参加率になった。地域からの出席率も50%アップした。今後も地域からの参加者を増やし、学校の応援者を増やすことが必要である。
教育活動	●学力の向上	指導方法の改善	・各教科で分野ごとの達成度を設定し、年度末での到達度テストで70%以上の通過率となるようにする。	・進捗計画や到達度について、各教科で再点検を行い、教材開発を行う。特に、前年度から課題のある国語については、重点的に教材開発を行う。	A	・各教科で目標が達成できた。教材開発はテストに有効だった。 各教科目標を達成できた。各教科で教科会等で到達レベルの検討をし、一覧でまとめ、目標を達成するための検討ができた。次年度もさらにアップを目指したい。
	●心の教育	思いやりの心の育成	・学活等において思いやりの心を育成するための指導を行うとともに、心の教育講演会と実施することで、清掃及び福祉ボランティア活動等への参加率を10%以上上げる。	・心の教育講演会を開催するとともに、学活において思いやりの心を育成するための指導を行う。	C	・参加率は3%アップに留まった。学活等での指導のあり方の検討が必要である。 クラスによっては学活での指導が十分できなかったところもある。年間指導計画の中で体験活動なども取り入れながら、思いやりの心を育成する指導を明確に位置づけ、全職員で指導のあり方を検討する必要がある。生徒会への働きかけも検討する必要がある。
	●健康・体づくり	望ましい食習慣と食の自己管理能力の育成	・保健だよりやアンケートを通して、朝食をとることの意義の理解と啓発を行い、朝食をとって登校する生徒の割合を90%以上にする。	・アンケート結果から、朝食を取らずに登校する生徒の保護者に個別に連絡を取るとともに、面談の折にも保護者に理解協力を求める。	B	・朝食喫食率は80%だった。アンケート結果及び保健だより等の活用が課題である。 保健だよりの特集やアンケートの実施などを行い、意識は高まったが、一部の保護者の理解を得られていないので、喫食率向上の妨げとなっている。今後は、朝食の内容についても意識を高める必要がある。
	●進路指導	進路希望の達成	・進路検討会を実施し、生徒の現状を把握して適切な指導を行い、第一希望合格者数の割合を90%以上にする。	・1年次から計画的に進路検討会を実施して、生徒一人ひとりの現状を分析して指導を行う。特に、難関高校志望者については、進路検討会の回数を増やして対応する。	C	・進路検討会は実施できたが、現状分析とその後の対応が不十分であった。 合格者数については、難関高校は達成できた。難関高校以外の現状の分析とその後の対応が十分ではなかった。早急に検討する必要がある。

【評価基準】 A:十分達成[100%] B:概ね達成[80%程度] C:変化の兆し[60%程度] D:まだ不十分[40%程度] E:目標・方策の見直し[30%以下]

6 総合評価  
 公開授業、研究授業などによる教科指導の見直しをほとんどの教科担当者で進めることができた。進路指導の進路意識の啓発については、中長期の課題として取り組むべきものであると再認識した。生徒指導面での課題として遅刻者が増加、前年度より5%増加となり、遅刻者が固定化され、その対応が十分でなかった。

4 前年度の成果と課題  
 生徒指導上の課題はいくらか改善されつつある。保護者との協力では、学校行事等に対する関心が高まり、公開授業でも参加率が昨年より15%あがった。一方、進路意識を明確に持った生徒の割合が以前より少なくなり、本校の重点課題として取組む必要がある。

評価基準について事前に各学校で設定し、可能な限り保護者などの外部アンケートや各種データ等を用いながら、具体的な目標がどの程度達成できたが判断し、A～Dの評価とあわせて「なぜそのように評価したのか」を簡潔に記入。

7 来年度の改善策  
 この数年授業研究が進み、授業改善に少しずつ生かされてきた。しかし、単元によっては不十分な所があり、継続して研究していく必要がある。進路指導について、生徒が希望する進路の実現ができるよう現状分析や対応を充実させる必要がある。また、改善されていた生徒指導面の課題である遅刻者が増加傾向にあり、固定化も見られるので、その改善するためには、学校と家庭の連携が必要である、重点課題として取組みたい。

様式2(中間評価記載用)

平成 年度 大磯町立 学校 自己評価表(中間評価記載用)【 月 実施】

1 学校教育目標

2 学校経営ビジョン

3 本年度の重点目標

4 前年度の成果と課題

5 総括表

領域	評価項目	評価の観点 (具体的評価項目)	具体的目標	具体的方策	評価及びその理由	成果と課題
学校 運営						
教育 活動						

【評価基準】 A:十分達成[100%] B:概ね達成[80%程度] C:変化の兆し[60%程度] D:まだ不十分[40%程度] E:目標・方策の見直し[30%以下]

6 中間総合評価

7 後期に向けての改善策

様式3-1(第1回用)

平成 年度 第1回学校関係者評価報告書

大磯町立 学校  
 学校長

評価日		平成 年 月 日 ( )		
委員	氏名	性別	資格・所属等	委員長
	(例)大磯 太郎	男	学校評議員 ○○製薬会社総務部長	○
評 価 ・ 提 言			学校の所見・改善策等	
1 前年度の最終評価について				
2 今年度の評価計画について				
(1) 目標設定について				
(2) 目標達成のための取組について				
(3) 評価基準及び評価指標について				
3 学校運営への提言				

